2026 年 11 月 6 日

会社法第 794 条第１項に規定する事前開示書類

（株式会社アイネットとの株式交換について）

東京都品川区東五反田二丁目 17 番１号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役　田 辺　博

コムシスホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年 11 月 6 日付で、株式会社アイネット（以下「アイネット」といいます。）との間で株式交換契約を締結し、当社を株式交換完全親会社、アイネットを株式交換完全子会社とし、2027 年１月４日を効力発生日（予定）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。本株式交換に関する会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。なお、本株式交換は、当社において会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当し、当社の株主総会の承認を得ることなく行われるものです。

１．株式交換契約の内容

別紙１のとおりです。

２．交換対価の相当性に関する事項

別紙２のとおりです。

３．株式交換完全子会社（アイネット）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

アイネットは、2026 年 11 月６日付取締役会決議により、当社との間で、当社を株式交換完全親会社、アイネットを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で 本株式交換契約を締結いたしました。株式交換契約の内容につきましては、別紙１のとおりです。

4．株式交換完全親会社（当社）に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 自己株式の取得

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。その後、当該自己株式の取得に関し、2026年11月6日開催の取締役会において、自己株式の取得枠拡大について次のとおり決議いたしました。

i．取得枠を拡大する理由

資本効率の向上と株主還元の更なる充実を目的として、取得し得る株式の総数及び株式の取得価額の総額を拡大するものであります。

ii．取得に係る事項の変更内容

変更箇所は下線で示しております。

	変更前 (2026年5月12日開催 取締役会決議)	変更後 (2026年11月6日開催 取締役会決議)
① 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数 (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合)	２７５万株（上限） （２．３８％）	３２５万株（上限） （２．８４％）
③ 株式の取得価額の総額	１１０億円（上限）	１３０億円（上限）
④ 取得期間	2026年5月13日 ～2027年3月31日	2026年5月13日 ～2027年3月31日
⑤ 取得方法	東京証券取引所における 市場買付	東京証券取引所における 市場買付

② 株式交換契約の締結

当社は、2026年11月6日付取締役会決議により、アイネットとの間で、当社を株式交換完全親会社、アイネットを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うこととし、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。株式交換契約の内容につきましては、別紙１のとおりです。

③ 当社完全子会社によるジャパンシステム株式会社及びJBホールディングス株式会社の株式取得の実施

当社は2026年9月30日開催の取締役会において、同年10月21日付で当社完全子会社である日本コムシス株式会社がジャパンシステム株式会社及びJBホールディングス株式会社の全株式を取得し子会社化することを決議いたしました。

5．株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項

会社法第799条第１項第３号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙１　株式交換契約の内容

（次頁以降に添付のとおり）

株式交換契約書

コムシスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社アイネット（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2026 年 11 月 6 日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）
甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
甲 商号：コムシスホールディングス株式会社
住所：東京都品川区東五反田二丁目 17 番 1 号
乙 商号：株式会社アイネット
住所：長野県松本市征矢野一丁目 5 番 46 号

第 3 条（株式交換に際して交付する株式及び割当て）
1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 7 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。本条において、以下同じ。）に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 0.43 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式の数に 0.43 を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前 2 項に従って、甲が乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）
本株式交換に際し、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第 5 条（効力発生日）
本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027 年 1 月 4 日とする。ただし、本株式交換の手続の進行状況に応じて必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）
1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けることなく、本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認、第 9 条に定める定款変更並びに甲及び乙が別途合意する事項に関する決議を求める。

第 7 条（自己株式の消却）
乙は、基準時において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、当該基準時において消却する。

第 8 条（善管注意義務）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ相手方との間で協議し合意の上、これを実行するものとする。

第 9 条（定款変更）
乙は、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会において、定時株主総会の基準日に関する定款規定を、本契約が効力を失っていないことを条件として、2027 年 1 月 4 日又は甲及び乙が別途合意する日をもって削除する旨の定款変更に関する決議を求める。

第 10 条（本契約の内容の変更及び本契約の解除）
本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）
本契約は、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。
(1) 乙において、効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による本契約の承認及び当該株主総会に上程された乙の提案に係る議案の承認が得られなかった場合
(2) 前条に基づき本契約が解除されたとき

第 12 条（準拠法及び合意管轄裁判所）
本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）
本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議し解決に努める。

本契約の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 11 月 6 日

甲　東京都品川区東五反田二丁目 17 番 1 号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役社長　田辺　博

乙　長野県松本市征矢野一丁目 5 番 46 号
株式会社アイネット
代表取締役社長　赤津　誠内

別紙２　交換対価の相当性に関する事項

１．株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当の相当性に関する事項

(1)　本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	アイネット （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率 （本株式交換比率）	1	0.43
本株式交換により交付する 当社株式数	当社普通株式 404,200 株（予定）	

（注）株式の割当比率及び交付する株式数等

アイネットの普通株式１株に対して、当社の普通株式 0.43 株（以下「本株式交換比率」といいます。）を割当てます。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。本株式交換に際して、当社から交付する当社の普通株式は、計 404,200 株となる予定です。また、本株式交換に伴い交付する当社の普通株式は、全て当社が保有する自己株式を用いる予定です。

(2)　本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アイネットは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(3)　本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

上記１．（１）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社及びアイネットのいずれからも独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を選定の上、本株式交換における株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定結果を参考として、アイネットの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率が両社の株主にとって不利益なものではなく妥当であるとの判断に至り、2026 年 11 月６日開催の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換を実施することを合意いたしました。

② 算定に関する事項

i．算定機関の名称並びに上場会社と対象会社との関係

算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーは、当社及びアイネットの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザリーの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

ii．算定の概要

当社については、当社の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。アイネットについては、非上場会社であることから、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定を

行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を採用して算定を行いました。
各評価手法による当社株式１株当たりの株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	アイネット	
市場株価平均法	ＤＣＦ法	0.38～0.45
	類似会社比較法	0.43～0.50

市場株価平均法においては、2026年11月５日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を採用いたしました。

ＤＣＦ法においては、アイネットが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価いたしました。なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーがＤＣＦ法による算定の前提としたアイネットの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社において株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在していないことを前提としております。

両社及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーによる株式交換比率の算定は、算定基準日までの情報及び経済条件を反映したものであり、アイネットの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、アイネットの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討されたことを前提としております。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

２．株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

資本金の額	0 円
資本準備金の額	会社計算規則第39条に伴い当社が別途定める額
利益準備金の額	0 円

上記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（次頁以降に添付のとおり）

第 79 期

決　算　報　告　書

自　令和 6　年　10　月　1　日

至　令和 7　年　9　月　30　日

株式会社 アイネット

貸　借　対　照　表

令和7年9月30日 現在

株式会社　アイネット　　単位:円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,962,548,778	【流動負債】	738,480,484
現金	1,756,493	短期借入金	90,000,000
預金	859,122,144	未払金	301,156
電子記録債権	23,630,200	工事未払金	199,529,717
完成工事未収入金	162,210,171	未払法人税等	47,798,500
未成工事支出金	644,606,465	未成工事受入金	315,402,896
貯蔵材料	9,502,159	預り金	4,273,479
未収入金	17,753	仮受金	1,147,152
短期貸付金	5,892,342	未払消費税	17,465,500
仮払金	2,826,009	リース債務	2,562,084
有価証券	254,085,042	賞与引当金	60,000,000
貸倒引当金	-1,100,000		
【固定資産】	470,761,945	【固定負債】	30,000,000
（有形固定資産）	355,221,649	役員退職慰労引当金	30,000,000
建物	134,329,698		
建物付属設備	15,773,941		
構築物	7,578,456	負債合計	768,480,484
機械装置	37,969,925		
車両運搬具	546,941	純資産の部	
工具器具備品	1,781,937		
リース資産	32,540,751	【株主資本】	1,664,830,239
土地	124,700,000	資本金	47,000,000
（無形固定資産）	402,942	（利益剰余金）	1,617,830,239
電話加入権	330,675	利益準備金	13,000,000
ソフトウェア	72,267	その他利益剰余金	1,604,830,239
（投資その他の資産）	115,137,354	別途積立金	381,600,000
出資金	27,557,225	繰越利益剰余金	1,223,230,239
敷金	641,000		
積立金	54,365,129		
会員権	32,574,000	純資産合計	1,664,830,239
資産合計	2,433,310,723	負債・純資産合計	2,433,310,723

損　益　計　算　書

自 令和6年10月1日 ～ 至 令和7年9月30日

株式会社 アイネット　　単位:円

科目		金額	
【売上高】			
完成工事高		2,503,746,360	
兼業売上高		91,816,469	
	当期売上高		2,595,562,829
【売上原価】			
完成工事原価		2,093,592,233	
兼業事業売上原価		59,005,722	
	当期売上原価		2,152,597,955
	売上総利益金額		**442,964,874**
【販売費及び一般管理費】			**239,755,888**
	営業利益金額		**203,208,986**
【営業外収益】			
受取利息		299,878	
受取配当金		9,474,467	
有価証券売却益		46,497,487	
雑収入		15,129,018	71,400,850
【営業外費用】			
支払利息割引料		1,842,602	1,842,602
	経常利益金額		**272,767,234**
【特別利益】			
貸倒引当金戻入益		1,700,000	1,700,000
【特別損失】			
固定資産売却損		5	5
	税引前当期純利益金額		**274,467,229**
	法人税、住民税及び事業税		91,875,000
	当期純利益金額		**182,592,229**

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

自 令和6年10月1日 ～ 至 令和7年9月30日

株式会社 アイネット　　単位:円

科目		金額	
給与手当		129,057,798	
退職金		490,000	
法定福利費		15,196,754	
福利厚生費		5,593,591	
リース料		5,165,001	
保険料		1,263,174	
修繕維持費		260,000	
租税公課		5,165,390	
減価償却費		11,275,419	
通信交通費		988,049	
水道光熱費		2,423,709	
支払手数料		1,482,504	
新聞図書費		587,158	
教育費		421,601	
広告宣伝費		7,292,006	
接待交際費		3,751,277	
諸会費		1,639,300	
賃借料		13,305,800	
出張車両費		4,658,718	
消耗品費		8,420,254	
雑費		21,318,385	
	合計		239,755,888

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和6年10月1日 ～ 至 令和7年9月30日

株式会社 アイネット　　単位:円

科目		金額	
【材料費】			
主要材料費		578,793,106	578,793,106
【労務費】			
賃金給料		418,903,583	
法定福利費		88,673,338	
福利厚生費		12,412,323	519,989,244
【外注加工費】			
外注加工費		887,425,047	887,425,047
【経費】			
通信費		2,303,650	
交際費		381,858	
減価償却費		537,268	
保険料		3,336,412	
水道光熱費		5,285,735	
消耗品費		9,835,802	
租税公課		463,300	
旅費交通費		22,110,774	
車両費		23,642,091	
教育費		1,176,999	
支払手数料		88,000	
償却外備品		670,000	
賃借料		618,000	
雑費		36,792,785	107,242,674
	当期総工事費用		2,093,450,071
	期首間接費		53,672,264
	期末間接費		▲ 53,530,102
	完成工事原価		**2,093,592,233**

兼業事業売上原価報告書

自 令和6年10月1日 ～ 至 令和7年9月30日

株式会社 アイネット　　単位:円

科目		金額	
【材料費】			
主要材料費		4,509,656	4,509,656
【労務費】			
賃金給料		3,977,330	
法定福利費		144,705	4,122,035
【外注加工費】			
外注加工費		14,570,000	14,570,000
【経費】			
減価償却費		10,558,544	
雑費		25,245,487	35,804,031
	兼業事業売上原価		59,005,722

株主資本等変動計算書

自　令和 6年10月 1日
至　令和 7年 9月30日

株式会社アイネット

（単位：円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	47,000,000	13,000,000	381,600,000	1,048,158,010	1,442,758,010	1,489,758,010	1,489,758,010
当期変動額							
剰余金の配当				△ 7,520,000	△ 7,520,000	△ 7,520,000	△ 7,520,000
当期純利益				182,592,229	182,592,229	182,592,229	182,592,229
当期変動額合計				175,072,229	175,072,229	175,072,229	175,072,229
当期末残高	47,000,000	13,000,000	381,600,000	1,223,230,239	1,617,830,239	1,664,830,239	1,664,830,239

株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期末株式数	摘　要
発行済株式			
普通株式	940,000	940,000	
合　　計	940,000	940,000	

(2) 配当に関する事項

配当金支払額　　7,520,000 円

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
令和6年11月22日 定時株主総会	普通株式	7,520,000円	8円	令和6年9月30日	令和6年11月23日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和7年11月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

（ア）　配当金の総額　　7,520,000円

（イ）　1株当たり配当額　　8円

（ウ）　基　準　日　　令和 7年 9月30日

（エ）　効力発生日　　令和 7年11月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

令和7年11月21日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されている。

（11月21日加筆）

個　別　注　記　表

自　令和 6年10月 1日
株式会社アイネット　　至　令和 7年 9月30日

重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…総平均法に基づく原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…法人税法の規定による定率法

（平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

無形固定資産…法人税法の規定による定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権に対する貸倒による損失に備えるため、法人税法の繰入限度相当額を計上している。

賞与引当金…従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

上記のとおりご報告申し上げます。

令和　7年11月21日

株式会社アイネット

代表取締役　中越慎介

同　赤津誠内

取締役　岩佐浩治

同　村松欣一

監査の結果上記の報告書は適正にして適法なることを認めます。

令和　7年11月14日

監査役　中村克俊

同　松澤一秋